

(目的)

第1条 この条例は、商店街が地域のにぎわいづくり、地域コミュニティの維持及び強化並びに地域住民の利便の確保に果たす役割の重要性に鑑み、商店街の活性化に関する基本理念を定めるとともに、事業者、商店会、経済関係団体、市等の責務を明らかにすることにより、商店街の活性化を図り、もって地域の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいう。
- (2) 事業者 商店街で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 商店会 商店街振興組合、商店街振興組合連合会その他商店街の活性化を目的として組織された事業者の団体をいう。
- (4) 経済関係団体 商工会議所、商工会その他地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 商店街の活性化は、市民の理解及び協力を得て、事業者、商店会、経済関係団体、市等がそれぞれの役割を認識し、協働して推進されなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自らの事業の発展及び魅力の増進に努めるものとする。

- 2 事業者は、商店会に積極的に加入するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、商店会が行う商店街の活性化に関する事業に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

(商店会の責務)

第5条 商店会は、商店街の活性化に関する事業を積極的に行うこと等により、魅力ある商店街の形成に努めるものとする。

- 2 商店会は、市民からの意見の聴取に努めるものとする。
- 3 商店会は、商店会の会員の増員、商店会の相互の連携その他その組織の基盤を強化するための活動を行うよう努めるものとする。

(経済関係団体の責務)

第6条 経済関係団体は、事業者に対する経営の指導、経営に関する情報の収集及び提供並びに事業者との共同事業の実施等を通じて、商店街の活性化に努めるものとする。

(大型店設置者の責務)

第7条 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗を設置する者は、当該店舗が地域において果たし得る役割を理解し、地域の発展に資する活動を自ら又は商店会等と連携して行うよう努めるものとする。

(建物所有者等の責務)

第8条 商店街において土地又は建物を事業者に貸し付けている者は、当該事業者が商店会に加入するための支援を行うよう努めるものとする。

(市の責務)

第9条 市は、事業者、商店会、経済関係団体、市民等と協働し、商店街の活性化のために必要な施策を推進するよう努めるものとする。

- 2 市は、商店街に関する情報を収集するよう努めるものとする。
- 3 市は、商店会が実施する商店街の活性化に関する事業に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、商店街の活性化が地域の発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、商店会が実施する商店街の活性化に関する事業に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■条例に関するお問合せ

旭川市 経済観光部 経済交流課
〒070-8004 旭川市神楽4条6丁目1番12号
道の駅あさひかわ(道北地域旭川地場産業振興センター) 2階
電話: 0166-73-9850 Fax: 0166-63-7093

旭川市 商店街の活性化に関する条例

商店街の活性化に向けて、一緒に取り組みましょう!!



旭川市シンボルキャラクター **あさひ**

旭川市



条例の目的

商店街は、身近な買物の場としてだけでなく、イベントなどを通じた地域のにぎわいづくりをはじめ、地域の防犯・防災活動や住民の交流の場など、地域コミュニティの核として重要な役割を果たしてきました。

しかし、社会経済環境の変化や、商店数の減少、経営者の高齢化や後継者不足、商店会に加入しない事業者の方が増えていることなどにより、商店会の活力低下が生じており、商店街の維持・発展のためには、商店街の活性化が不可欠となっています。

このため、この条例では、商店街の活性化についての基本理念を定め、商店会や事業者、旭川市など商店街に関わる様々な団体の役割を明らかにし、商店街の活性化に取り組むことで、地域の発展と市民生活の向上に寄与することを目的としています。(第1条)



基本理念

商店街の活性化は、商店街に関わっている様々な団体や市民の皆さんが連携して取り組むことが重要です。

このため、商店街の活性化は、市民の皆さんの理解と協力のもと、商店会やそこで営業している事業者の方、経済関係団体、旭川市などがそれぞれの役割を認識して、協働して推進していくこととしています。

(第3条)



それぞれの役割

事業者の皆さんは…

自らの事業の発展と魅力の向上はもとより、商店会に積極的に加入して商店街を盛り上げるための事業に積極的に参加・協力するよう努めましょう。(第4条)

商店会の皆さんは…

商店街を盛り上げるための事業に積極的に取り組み、市民の皆さんの意見を聴いたり、会員の連携を強めたりしながら、魅力ある商店街づくりに努めましょう。(第5条)

経済関係団体の皆さんは…

事業者の皆さんに対する経営指導や情報提供、共同事業などを行い、商店街の活性化に努めましょう。(第6条)

※経済関係団体：商工会議所、商工会その他地域経済の振興に関する活動を行う団体

大型店設置者の皆さんは…

お店が地域で果たせる役割を理解し、地域の発展に役立つ活動を自ら又は商店会などと連携して行うよう努めましょう。(第7条)

建物所有者の皆さんは…

所有する建物にテナントとして入居する事業者が商店会に加入するための支援を行うよう努めましょう。(第8条)

旭川市は…

事業者や商店会、経済関係団体、市民の皆さんと協働して商店街活性化のために必要な施策に取り組み、商店会が行う商店街活性化のための事業を支援します。(第9条)

★商店街の活動★

商店街は、地域の皆さんの日常の買物の場であるとともに、様々な取組により地域コミュニティの場としての役割を果たす、市民生活に欠かせないものです。

また、商店会では、事業者の皆さんから集めた会費により、様々な活動を行っています。

【例えば…】

- ・地域の環境美化活動、花壇設置やライトアップなどの環境整備
- ・にぎわいづくりのためのイベント開催や地域のお祭りなどへの協力
- ・地域への目配りによる犯罪の予防、地域住民の交流機会の確保、災害発生時の助け合い など



市民の皆さんへ

商店街の活性化は、地域の発展や市民生活の向上につながるものです。積極的に商店会の催しに参加するなど、商店街の活性化に向けた取組へのご協力をお願いいたします。

■商店街：小売業、飲食業、サービス業などが集積している地域をいいます。

■商店会：商店街振興組合、商店街振興組合連合会その他商店街の活性化を目的として組織された事業者の団体をいいます。